

次期「滋賀県児童虐待防止計画」原案(概要版)

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の性格**
 ○滋賀県子ども条例第12条に基づく、滋賀県児童虐待防止実施計画
 ○淡海子ども・若者プランを推進するための実施計画
- 2 計画期間** 平成27年度～平成31年度

第2章 児童虐待をめぐる現状

- 1 滋賀県の現状**
- (1) 相談件数
平成25年度相談件数 5,109件 (平成22年度3,231件)
- (2) 虐待種別
「保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」が2,085件と最も多く、「身体的虐待」が1,512件、「心理的虐待」が1,442件、「性的虐待」が70件となっている。
- (3) 年齢別
「小学生」が1,909件と最も多く、「3歳～学齢前児童」1,249件、「中学生」780件、「0歳～3歳未満児」が676件と続いている。
- 2 国の動向や社会情勢の変化**
- 保育所や学校と連携した要保護児童の出席状況の把握
 - 子ども家庭相談センターの親権制限に関する権限強化
 - 医療や母子保健との連携
 - 施設の小規模化と家庭養護の推進
 - 要支援家庭の把握と支援
 - 居所不明児童の把握

第3章 児童虐待をめぐる課題

- (1) 子ども家庭相談機能の強化
- (2) 子どもの家庭的な養育環境の充実
- (3) 子どもの自立支援の強化
- (4) 親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進

第4章 計画の基本理念

- 子どもが虐待により命を落とすことのない社会の実現
- 子どもの人権が尊重され、安全に安心して育って行ける社会の実現
- 児童虐待により傷ついた子どもを支え、安全安心な育ちを保障する社会の実現

第5章 具体的施策の推進

(施策の柱)	(取組例)	(主な指標)
行動目標Ⅰ 児童虐待の未然防止 (1) 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成 (2) 未然防止に有効な子育て支援の充実 (3) 子ども自らの人権意識の向上	○県民へのオレンジリボンを活用した啓発活動 ○要保護児童対策連絡協議会による総合的な対策の推進 ○地域における子育て支援の推進 ○子ども・子育て応援センター事業(こころんだいやる)による支援 ○子どもへの児童虐待防止に関する学習・啓発	地域子育て支援拠点事業利用者数 (H25) 433,401人 (H31) 市町子ども・子育て支援事業計画による
行動目標Ⅱ 児童虐待の早期発見・早期対応 (1) 保健・医療・福祉の連携による早期発見と支援 (2) 特に養育支援が必要な家庭に対する支援	○妊娠期、乳幼児期を通じた育児への助言等 ○産科・小児科などの医療機関と連携した継続的支援 ○養育支援を必要とする家庭への訪問 ○子育て負担軽減のためのショートステイの充実 ○居住実態が不明な児童の把握	養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数 (H25) 9市町 (H31) 全市町
行動目標Ⅲ 子どもの保護・ケア (1) 一時保護機能の充実 (2) 児童養護施設、里親委託等の受入体制の整備 (3) 子どもの権利擁護・被虐待児等へのケアの充実	○一時保護所の機能充実 ○措置を要する要保護児童の受入れ体制の整備 ○里親委託拡充などの家庭的養護の促進 ○児童養護施設等の実地調査・子どもとの面接 ○児童養護施設等における児童自立支援計画策定への助言 ○家庭訪問などによる里親への養育支援	養育里親登録数 (H25) 144人 (H31) 180人
行動目標Ⅳ 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援 (1) 家庭復帰、自立支援 (2) 施設退所後の自立に向けた支援	○児童養護施設、里親等との連携 ○市町の要保護児童対策地域協議会との連携 ○施設、里親、行政の連携による自立支援の仕組みづくり ○退所後の自立に向けた就労や社会生活面を支援する仕組みづくり ○自立援助ホームの支援	児童養護施設および里親のもとで暮らす子どもの進学率および就職率 (H25) 88.6% (H31) 100%
行動目標Ⅴ 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化 (1) 子ども家庭相談センターの機能強化 (2) 市町との連携 (3) 関係機関との連携	○新たな子ども家庭相談センターの設置 ○中央子ども家庭相談センターの中央機能の強化 ○彦根子ども家庭相談センターの町支援の強化 ○人材の確保と育成 ○24時間通告受付の実施 ○速やかな子どもの安全確認の徹底 ○市町職員の専門性を高めるための研修の開催 ○市町向けマニュアルの改訂 ○保健・医療・福祉等関係機関の情報共有と意見交換の場づくり	スーパーバイザーを利用している市町数 (H25) 12市町 (H31) 全市町
行動目標Ⅵ 配偶者からの暴力(DV)の防止 子どもへの心理的虐待となり、身体的虐待やネグレクトにもつながる恐れのあるDVの防止	○広報啓発 ○児童虐待相談とDV相談の連携	